

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>3 広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあつては保健福祉室児童障がい福祉課長、県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉室にあつては福祉課長又は特命課長）又は保健福祉環境センターの管理福祉課長若しくは福祉課長（県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターにあつては、別に命ずる職員を含む。）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局又は広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターに係る次の事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の規定に基づき徴収した歳入金及びこれに附帯する歳入金の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>3 広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあつては保健福祉室児童障がい福祉課長、県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉室にあつては福祉課長又は特命課長）又は保健福祉環境センターの管理福祉課長若しくは福祉課長（県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターにあつては、別に命ずる職員を含む。）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局又は広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターに係る次の事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第29条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第42条の規定による改正前の母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の規定に基づき徴収した歳入金及びこれに附帯する歳入金の収納及び保管を行うこと。</u></p> <p>(4) [略]</p>
<p>8 <u>広域振興局水産部漁港漁村課長又は水産振興センター漁港漁村課長</u>である出納員に対する委任事項</p> <p>[略]</p>	<p>8 <u>広域振興局水産部又は水産部水産振興センターの漁港管理課長（県北広域振興局水産部にあつては、漁港漁村課長）</u>である出納員に対する委任事項</p> <p>[略]</p>
<p>23 [略]</p>	<p>23 [略]</p>
<p>24 <u>保健福祉部医療推進課の出納員に対する委任事項</u></p> <p>(1) <u>看護職員修学資金の償還金及び遅延利息の収納及び保管を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>理学療法士及び作業療法士修学資金の償還金及び遅延利息の収納及び保管を行うこと。</u></p>	<p>24 [略]</p>
<p>25 [略]</p>	<p>25 <u>保健福祉部医療政策室の出納員に対する委任事項</u></p> <p>(1) <u>看護職員修学資金の償還金及び遅延利息の収納及び保管を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>理学療法士及び作業療法士修学資金の償還金及び遅延利息の収納及び保管を行うこと。</u></p>
<p>26 [略]</p>	<p>26 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。